

室場一覧

別紙 1 「対象施設情報一覧」

施設名	室場名	詳細	分割貸
草津川跡地公園（区間 2）教養室	教養室		
草津川跡地公園（区間 5）教養室	教養室		
草津クレアホール	ホール	予約状況の閲覧のみ	
	リハーサル室		
	練習室 1		
	練習室 2		
	和室		
	展示ホール		
	活動室		
草津アマカホール	ホール	予約状況の閲覧のみ	
	リハーサル室		
	文化教室 1		
	文化教室 2		
	研修室		
草津市立総合体育館	体育館	全面	
		1/2A	
		1/2B	
		1/3A	
		1/3Aバド3面	
		1/3B	
		1/3Bバド3面	
		1/3C	
		1/3Cバド3面	
		1/4A	
		1/4B	
		1/4C	
	柔道場		
	剣道場		
	会議室1		
	会議室2		
草津市立野村運動公園	グラウンド	全面	
		第一グラウンド	○
		第二グラウンド	○
草津市立ふれあい運動場	運動場	全面	
草津市立ふれあい体育館	体育館	全面	
		1/2A	
		1/2B	
草津市立武道館	武道場	全面	
		A+B	
		A	
		B	
		C	
	相撲場		
	研修室	1/2A	
		1/2B	
草津市立三ツ池運動公園	グラウンド	A面	
		B面	
	テニスコート	A面	
		B面	
		C面	
		D面	
くさつシティアリーナ（通称：YMITアリーナ）	メインアリーナ	全面	
		アリーナ1/2 A	
		アリーナ1/2 B	
		アリーナ1/3 A	
		アリーナ1/3 B	
		アリーナ1/3 C	
		アリーナ1/4 A	
		アリーナ1/4 B	
		アリーナ1/4 C	
		アリーナ1/4 D	
	サブアリーナ	全面	
		サブアリーナ1/2 A	
		サブアリーナ1/2 B	
	多目的室	多目的室 A	
		多目的室 B	
	会議室	会議室 A	
		会議室 B	
	小会議室		
	控室	控室1	
		控室2	
		控室3	
		控室4	
	冷暖房	メインアリーナ（2階観客席含む。） ※メインアリーナを予約したものののみ利用可（予約可）	
		メインアリーナ（2階観客席除く。） ※メインアリーナを予約したものののみ利用可（予約可）	
		メインアリーナ（2階観客席に限る。） ※メインアリーナを予約したものののみ利用可（予約可）	

夜間はグラウンドの4分の1使用を1面とする。
夜間はグラウンドの4分の1使用を1面とする。

室場一覧

		サブアリーナ ※サブアリーナを予約したもののみ利用可（予約可）	
	電灯	メインアリーナまたはサブアリーナ ※メインアリーナまたはサブアリーナを予約したもののみ利用可（予約可）	
弾正公園	テニスコート	コート 1	
		コート 2	
		コート 3	
		コート 4	
		コート 5	
		コート 6	
	照明施設	※テニスコートを予約したもののみ利用可（予約可）	
	草津グリーンスタジアム		
	スコアボード	※草津グリーンスタジアムを予約したもののみ利用可（予約可）	

別紙 1 「対象施設情報一覧」

施設名	コマ時間(1 H 時間貸し)	休館日	申込期間	支払期限	キャンセル料	割増 (加算)	割引	減免
草津川跡地公園 (区間 2) 教養室	午前：午前9時から午後0時まで 午後：午後1時から午後5時まで	毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日の12月前の日から前日まで	前納	(還付割合) 12か月前～3か月前まで：7割 3か月前の翌日～7日前まで：5割 6日前～当日：還付なし	営利目的：10割 入場料（1000円以下）を取る場合：5割（3割） 使用者の住所が草津市、守山市、栗東市、野洲市以外：5割 延長：直前の使用時間の区分に係る使用料の3割	なし	市主催・共催：全額 市後援：5割 体育協会・体育連盟等：5割 指定管理業務：全額
草津川跡地公園 (区間 5) 教養室	午前：午前9時から午後0時まで 午後：午後1時から午後5時まで	毎週火曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日の12月前の日から前日まで	前納	(還付割合) 12か月前～3か月前まで：7割 3か月前の翌日～7日前まで：5割 6日前～当日：還付なし	営利目的：10割 入場料（1000円以下）を取る場合：5割（3割） 使用者の住所が草津市、守山市、栗東市、野洲市以外：5割 延長：直前の使用時間の区分に係る使用料の3割	なし	市主催・共催：全額 市後援：5割 体育協会・体育連盟等：5割 指定管理業務：全額
草津クレアホール	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～21:30	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月28日～1月4日）	【ホール・展示ホール】 利用日の12か月前の月の初日から利用日の14日前まで 【リハーサル室・活動室・練習室1・練習室2・和室】 利用日の6か月前の月の初日から利用日の3日前まで	【施設利用料】 前納。請求後14日以内 【備品利用料・舞台技術者人件費】 後納。催物終了後精算	3か月前まで50％、以降100％ ※リハーサル室・活動室・練習室1・練習室2・和室のみの利用の場合 2か月前まで30％、1週間前まで50％、以降100％	・営利目的使用 100％ ・入場料あり（1,000円以下）30％ ・入場料あり（1,001円以上）50％ ・使用責任者または代表者の住所が草津市、栗東市、守山市、野洲市以外 50％ ・利用時間延長 1時間 30％（以降は時間帯利用料金全額負担）	・舞台練習等のため舞台のみの使用 50％	・市または市の執行機関の主催 100％ ・指定管理者の主催 100％ ・市立の学校、保育所、市立の認定こども園 100％ ・市立以外の学校、保育所、認定こども園 50％ ・社会教育関係団体 50％ ・社会福祉事業を営営する者 50％ ・市が認定した社会福祉団体 50％ ・市の後援を得た事業 30％
草津アミカホール	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～21:30	毎週火曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月28日～1月4日）	【ホール】 利用日の12か月前の月の初日から利用日の14日前まで 【リハーサル室・文化教室1・文化教室2・研修室】 利用日の6か月前の月の初日から利用日の3日前まで	【施設利用料】 前納。請求後14日以内 【備品利用料・舞台技術者人件費】 後納。催物終了後精算	3か月前まで50％、以降100％ リハーサル室・文化教室1・文化教室2・研修室のみの利用の場合 2か月前まで30％、1週間前まで50％、以降100％	・営利目的使用 100％ ・入場料あり（1,000円以下）30％ ・入場料あり（1,001円以上）50％ ・使用責任者または代表者の住所が草津市、栗東市、守山市、野洲市以外 50％ ・利用時間延長 1時間 30％（以降は時間帯利用料金全額負担）	・舞台練習等のため舞台のみの使用 50％	・市または市の執行機関の主催 100％ ・指定管理者の主催 100％ ・市立の学校、保育所、市立の認定こども園 100％ ・市立以外の学校、保育所、認定こども園 50％ ・社会教育関係団体 50％ ・社会福祉事業を営営する者 50％ ・市が認定した社会福祉団体 50％ ・市の後援を得た事業 30％
草津市立総合体育館	時間帯区分 午前：09:00～13:00 午後：13:00～17:00 夜間：17:00～21:30 ※ 1 時間ごとの貸出あり	毎週火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から7日前までとし、時間単位で使用する場合は使用日の2月前から7日前まで	利用日まで	・2月前まで 30％ ・2月前の翌日から7日前まで 50％	・専用使用のうち、アマチュアスポーツの使用の場合にあつては、入場料等を徴収するときは使用料の7倍に相当する額を加算し、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料等を徴収しないときは使用料に相当する額を、入場料等を徴収するときは使用料の11倍に相当する額を加算する。 ・使用者の住所(法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、使用料の5割に相当する額を加算する。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。)または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。)が行事に使用するとき 全額 ・条例第3条に規定する指定管理者が、施行規則第6条に規定する事業に使用するとき 全額 ・市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・公益社団法人草津市スポーツ協会およびその加盟団体の主催によるスポーツの大会または講習会に使用するとき 5割相当額 ・まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき 5割相当額 ・市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する者をいう。)がスポーツ活動で専用使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額
草津市立野村運動公園	時間帯区分 午前：09:00～13:00 午後：13:00～17:00 夜間：17:00～21:00 ※ 1 時間ごとの貸出あり	毎週水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から7日前までとし、時間単位で使用する場合は使用日の2月前から7日前まで	利用日まで	・2月前まで 30％ ・2月前の翌日から7日前まで 50％	・専用使用のうち、アマチュアスポーツの使用の場合にあつては、入場料等を徴収するときは使用料の7倍に相当する額を加算し、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料等を徴収しないときは使用料に相当する額を、入場料等を徴収するときは使用料の11倍に相当する額を加算する。 ・使用者の住所(法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、使用料の5割に相当する額を加算する。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。)または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。)が行事に使用するとき 全額 ・条例第3条に規定する指定管理者が、施行規則第6条に規定する事業に使用するとき 全額 ・市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・公益社団法人草津市スポーツ協会およびその加盟団体の主催によるスポーツの大会または講習会に使用するとき 5割相当額 ・まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき 5割相当額 ・市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する者をいう。)がスポーツ活動で専用使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額

施設情報

草津市立ふれあい運動場	時間帯区分 午前：09:00～13:00 午後：13:00～17:00 夜間：17:00～21:00 ※ 1時間ごとの貸出あり	毎週火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始 （12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から7日前までとし、時間単位で使用する場合は使用日の2月前から7日前まで	利用日まで	・2月前まで 30％ ・2月前の翌日から7日前まで 50％	・専用使用のうち、アマチュアスポーツの使用の場合にあつては、入場料等を徴収するときは使用料の7倍に相当する額を加算し、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料等を徴収しないときは使用料に相当する額を、入場料等を徴収するときは使用料の11倍に相当する額を加算する。 ・使用者の住所(法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、使用料の5割に相当する額を加算する。 ・使用者が施設の使用に当たり特別な装置を設置する場合は、使用料の3割に相当する額を加算する。	・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する者をいう。)およびその者を介護する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。))または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。))が行事に使用するとき 全額 ・条例第3条に規定する指定管理者が、施行規則第6条に規定する事業に使用するとき 全額 ・市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・公益社団法人草津市スポーツ協会およびその加盟団体の主催によるスポーツの大会または講習会に使用するとき 5割相当額 ・まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき 5割相当額 ・市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する者をいう。)がスポーツ活動で専用使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額
草津市立ふれあい体育館	時間帯区分 午前：09:00～13:00 午後：13:00～17:00 夜間：17:00～21:30 ※ 1時間ごとの貸出あり	毎週火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始 （12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から7日前までとし、時間単位で使用する場合は使用日の2月前から7日前まで	利用日まで	・2月前まで 30％ ・2月前の翌日から7日前まで 50％	・専用使用のうち、アマチュアスポーツの使用の場合にあつては、入場料等を徴収するときは使用料の7倍に相当する額を加算し、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料等を徴収しないときは使用料に相当する額を、入場料等を徴収するときは使用料の11倍に相当する額を加算する。 ・使用者の住所(法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、使用料の5割に相当する額を加算する。 ・使用者が施設の使用に当たり特別な装置を設置する場合は、使用料の3割に相当する額を加算する。	・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する者をいう。)およびその者を介護する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。))または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。))が行事に使用するとき 全額 ・条例第3条に規定する指定管理者が、施行規則第6条に規定する事業に使用するとき 全額 ・市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・公益社団法人草津市スポーツ協会およびその加盟団体の主催によるスポーツの大会または講習会に使用するとき 5割相当額 ・まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき 5割相当額 ・市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する者をいう。)がスポーツ活動で専用使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額
草津市立武道館	時間帯区分 午前：09:00～13:00 午後：13:00～17:00 夜間：17:00～21:30 ※ 1時間ごとの貸出あり	毎週火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始 （12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から7日前までとし、時間単位で使用する場合は使用日の2月前から7日前まで	利用日まで	・2月前まで 30％ ・2月前の翌日から7日前まで 50％	・専用使用のうち、アマチュアスポーツの使用の場合にあつては、入場料等を徴収するときは使用料の7倍に相当する額を加算し、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料等を徴収しないときは使用料に相当する額を、入場料等を徴収するときは使用料の11倍に相当する額を加算する。 ・使用者の住所(法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、使用料の5割に相当する額を加算する。 ・使用者が施設の使用に当たり特別な装置を設置する場合は、使用料の3割に相当する額を加算する。	・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する者をいう。)およびその者を介護する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。 ・個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。))または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。))が行事に使用するとき 全額 ・条例第3条に規定する指定管理者が、施行規則第6条に規定する事業に使用するとき 全額 ・市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・公益社団法人草津市スポーツ協会およびその加盟団体の主催によるスポーツの大会または講習会に使用するとき 5割相当額 ・まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき 5割相当額 ・市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する者をいう。)がスポーツ活動で専用使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・半数以上が市内在住かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額

施設情報

草津市立三ツ池運動公園	時間帯区分 午前：09:00～13:00 午後：13:00～17:00 ※ 1 時間ごとの貸出あり	毎週木曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始 （12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から7日前までとし、時間単位で使用する場合は使用日の2月前から7日前まで	利用日まで	・ 2月前まで 30％ ・ 2月前の翌日から7日前まで 50％	・ 専用使用のうち、アマチュアスポーツの使用の場合にあつては、入場料等を徴収するときは使用料の7倍に相当する額を加算し、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料等を徴収しないときは使用料に相当する額を、入場料等を徴収するときは使用料の11倍に相当する額を加算する。 ・ 使用者の住所(法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、使用料の5割に相当する額を加算する。 ・ 使用者が施設の使用に当たり特別な装置を設置する場合は、使用料の3割に相当する額を加算する。	・ 個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する者をいう。)およびその者を介護する者(当該その者1人につき1人に限る。))は、無料とする。 ・ 個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・ 市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額 ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。))または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。))が行事に使用するとき 全額 ・ 条例第3条に規定する指定管理者が、施行規則第6条に規定する事業に使用するとき 全額 ・ 市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・ 教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・ 公益社団法人草津市スポーツ協会およびその加盟団体の主催によるスポーツの大会または講習会に使用するとき 5割相当額 ・ まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき 5割相当額 ・ 市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する者をいう。)がスポーツ活動で専用使用するとき 5割相当額 ・ 半数以上が市内在住かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・ 半数以上が市内在住かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・ 市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額
三ツ池テニスコート ※野村テニスコート閉鎖に伴う暫定整備施設	時間帯区分 午前：09:00～13:00 午後：13:00～17:00 夜間：17:00～21:30 ※ 1 時間ごとの貸出あり	毎週木曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始 （12月29日から1月3日まで）	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から7日前までとし、時間単位で使用する場合は使用日の2月前から7日前まで	利用日まで	・ 2月前まで 30％ ・ 2月前の翌日から7日前まで 50％	・ 専用使用のうち、アマチュアスポーツの使用の場合にあつては、入場料等を徴収するときは使用料の7倍に相当する額を加算し、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料等を徴収しないときは使用料に相当する額を、入場料等を徴収するときは使用料の11倍に相当する額を加算する。 ・ 使用者の住所(法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、使用料の5割に相当する額を加算する。 ・ 使用者が施設の使用に当たり特別な装置を設置する場合は、使用料の3割に相当する額を加算する。	・ 個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する者をいう。)およびその者を介護する者(当該その者1人につき1人に限る。))は、無料とする。 ・ 個人使用の場合において、草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。	・ 市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額 ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。))または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。))が行事に使用するとき 全額 ・ 条例第3条に規定する指定管理者が、施行規則第6条に規定する事業に使用するとき 全額 ・ 市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・ 教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき 5割相当額 ・ 公益社団法人草津市スポーツ協会およびその加盟団体の主催によるスポーツの大会または講習会に使用するとき 5割相当額 ・ まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき 5割相当額 ・ 市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する者をいう。)がスポーツ活動で専用使用するとき 5割相当額 ・ 半数以上が市内在住かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・ 半数以上が市内在住かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額 ・ 市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額
くさつシティアリーナ（通称：YMITアリーナ）	09:00～13:00 13:00～17:00 17:00～21:30	年末年始（12/29～1/3） 毎週水曜日（休館日が国民の祝日に当たる場合はその日後において最も近い休日でない日を休館日とする。）	使用しようとする日の3月前の日から7日前の日まで（時間単位の使用にあつては使用しようとする日の2月前の日から7日前の日まで）	許可期間が1年以内の場合においては、許可の際微収 許可期間が1年を超える場合においては、初年度の場合は許可の際、次年度以降の分は毎年4月の末日までに徴収	・ 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額 ・ 条例第17条第2項各号に該当するとき 全額 ・ 許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつて使用をすることができなくなったとき 全額 ・ 許可を受けた者が、使用の開始日の2月前の日までに自らの都合により許可の取り消しを申し出て、許可を取り消されたとき 7割相当額 ・ 許可を受けた者が、使用の開始日の2月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により許可の取り消しを申し出て、許可を取り消されたとき 5割相当額	・ 専用使用のうち、アマチュアスポーツの使用の場合にあつては、入場料またはこれに類するものを徴収するとき 使用料の7倍に相当する額を加算 ・ 専用使用のうち、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料またはこれに類するものを徴収しないとき 使用料に相当する額を加算 ・ 専用使用のうち、アマチュアスポーツ以外の使用の場合にあつては、入場料またはこれに類するものを徴収するとき 使用料の11倍に相当する額を加算 ・ 使用者の住所(団体の場合は所在地)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるとき 使用料の5割に相当する額を加算 ・ 使用者が施設の使用に当たり特別な装置を設置する場合 使用料の3割に相当する額を加算	なし	・ 市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額減免 ・ 市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額減免 ・ 草津市体育協会またはその加盟団体、滋賀県小学校体育連盟、滋賀県中学校体育連盟、滋賀県高等学校体育連盟、滋賀県高等学校野球連盟が主催する事業を実施するとき 5割相当額減免 ・ 学校教育法第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、児童福祉法第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。))または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園が行事に使用するとき 全額減免 ・ 当該施設の指定管理者が、市民の健康増進のための体育、スポーツ活動およびレクリエーション活動ならびにまちのにぎわいの創出に必要と認める事業に使用するとき 全額減免 ・ 市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会ならびにまちのにぎわいの創出に必要と認める事業に使用するとき 5割相当額減免 ・ 教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会ならびにまちのにぎわいの創出に必要と認める事業に使用するとき 5割相当額減免 ・ まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき 5割相当額減免 ・ 草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する障害者（障害者基本法第2条第1号に規定する者）がスポーツ活動で専用使用するとき 5割相当額減免 ・ 半数以上が草津市、守山市、栗東市または野洲市に在住し、かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額減免 ・ 半数以上が草津市、守山市、栗東市または野洲市に在住し、かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用するとき 5割相当額減免
弾正公園	【テニスコート】 07:00～09:00 09:00～17:00 17:00～21:00 【草津グリーンスタジアム】 09:00～12:30 13:00～17:00 06:00～09:00および17:00～日没（30分当たりの使用料）	年末年始（12/29～1/3） 毎週火曜日（休館日が国民の祝日に当たる場合はその日後において最も近い休日でない日を休館日とする。）	使用しようとする日の3月前の日から7日前の日まで（時間単位の使用にあつては使用しようとする日の2月前の日から7日前の日まで）	許可期間が1年以内の場合においては、許可の際微収 許可期間が1年を超える場合においては、初年度の場合は許可の際、次年度以降の分は毎年4月の末日までに徴収	・ 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額 ・ 条例第17条第2項各号に該当するとき 全額 ・ 許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつて使用をすることができなくなったとき 全額 ・ 許可を受けた者が、使用の開始日の3月前の日までに自らの都合により許可の取り消しを申し出て、許可を取り消されたとき 7割相当額 ・ 許可を受けた者が、使用の開始日の3月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により許可の取り消しを申し出て、許可を取り消されたとき 5割相当額	【テニスコート】 ・ 使用者の住所(団体の場合は所在地)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるとき 使用料(照明施設を除く)の5割に相当する額を加算 【草津グリーンスタジアム】 ・ 使用申請者の住所(団体の場合は所在地)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるとき 使用料の5割に相当する額を加算 ・ 使用者が使用に際し、入場料またはこれに類するものを徴収する場合 算出した使用料の7倍に相当する額を加算	なし	・ 市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額減免 ・ 市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき 5割相当額減免 ・ 草津市体育協会またはその加盟団体、滋賀県小学校体育連盟、滋賀県中学校体育連盟、滋賀県高等学校体育連盟、滋賀県高等学校野球連盟が主催する事業を実施するとき 5割相当額減免 ・ テニスコートを草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する障害者（障害者基本法第2条第1号に規定する者）または当該障害者が含まれる団体が使用するとき 5割相当額減免 ・ グリーンスタジアムにおいて、使用者が、高校生以下の者、障害者および65歳以上の者である場合は、算出した金額に2分の1を乗じた金額を使用料とする